

災害に係る地方財政措置について

1 被災団体の適用基準等

(1) 特定地方公共団体（所管大臣により告示）

【根拠法令】

- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

【適用基準】

- ・公共土木施設、公立学校、公営住宅等などの災害復旧事業に係る市町村の負担額が標準税収入の5/100を超えること。

【主な財政支援】

- ・公共土木施設等災害復旧事業 被災規模に応じ市町村負担額の60/100～90/100を補助額に加算
- ・災害公営住宅 補助率 2/3 → 3/4
- ・社会教育施設 補助なし → 2/3

(2) 歳入欠かん等債発行可能団体（所管大臣により告示）

【根拠法令】

- ・災害対策基本法

【適用基準：次のいずれかに該当すること】

- ・公共土木施設等災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費及び農林水産施設災害復旧事業費の合計額が、標準税収入に相当する額を超えること。
- ・災害救助法に規定する救助が行われた市町村で、当該救助に都道府県が支弁した費用が、標準税収入の1/100に相当する額を超えること。

【主な財政支援】

- ・歳入欠かん債（地方税等の災害減免によって生ずる財政収入の不足を補う）の発行
充当率100%、交付税措置47.5%～85.5%

- ・災害対策債（災害廃棄物処理の地方負担に充当可）の発行

充当率100%、交付税措置57%

※特別交付税（0.8）で措置された残余部分について充当

【財源構成】※総事業費を100として試算

処理時	総事業費 100			
	国庫補助金 50	地方負担分 50		
		特別交付税 40	起債 10	
償還時			5.7	4.3
		特別交付税	一般財源	

(3) 特定被災市町村（参考：令和2年7月豪雨にかかる総務省通知）

【適用基準：次のいずれかに該当すること】

- ・住宅の全壊世帯数（戸数）が一定規模以上（人口3万人以上の団体で全壊30世帯以上など）であること
- ・公共土木施設の災害復旧事業費、災害廃棄物処理等に係る市町村負担額が標準税収入の5%を超えていること

【主な財政支援】

- ・災害復旧事業債（補助、直轄、一般単独）の償還期間の延長
例：令和2年7月豪雨の場合 10年以内（うち据置2年） → 20年以内（うち据置5年）
- ・地方公営企業災害復旧事業債の償還期間の延長
例：令和2年7月豪雨の場合 10年以内（うち据置2年） → 25年以内（うち据置5年）

2 国庫支出金関係

(1) 個別法に基づく補助率の嵩上げ（主なもの）

- ・河川、道路、港湾 等 ← 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
国庫補助率は、災害復旧事業費が標準税収入の1/2までの額の場合66.7%、1/2を超え2倍に達するまでの額が75%、2倍を超える額が100%となる。
※連年災に該当する場合の特例あり
- ・農地、農業用施設 等 ← 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
国庫補助率は、通常、農地は5/10、農業用施設は6.5/10であるが、災害復旧事業費に応じ、農地は8/10、農業用施設は9/10となる。
※連年災に該当する場合の特例あり

(2) 激甚法に基づく補助率の嵩上げ

【公共土木施設等の補助率の嵩上げの例（市町村の場合）】

激甚災害と指定され、かつ、激甚災害に係る事業費の地方負担額が一定の割合を超えた場合、国庫補助の嵩上げがある。

その年に指定された全ての激甚災害に係る市町村毎の査定事業費の 地方負担額の合計／当該市町村の標準税収入	援助率(※)
5/100 までの額	0
5/100 を超え 10/100 までの額	60/100
10/100 を超え 100/100 までの額	70/100
100/100 を超え 200/100 までの額	75/100
200/100 を超え 400/100 までの額	80/100
400/100 を超える額	90/100

※援助率とは、災害復旧事業費の地方負担額のうち国庫が負担する割合。

【農地・農業用施設の補助率の嵩上げ】

激甚災害と指定され、かつ、政令で定める地域に該当する団体（※）については、国庫補助の嵩上げがある。特別補助の率については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律施行令」第二章を参照。（※）個別法による国庫補助の残部分が、（被災農家戸数×2万円）を超える団体

3 地方債制度

(1) 補助・直轄災害復旧事業債

公共土木施設等・農地農林施設の区分により、また、現年災害・過年災害の区分により、充当率は地方負担額の90%～100%とされ、いずれも、元利償還金の95%が普通交付税で措置される。

	補助率	充当率	交付税措置	償還年限等
①公共土木施設等	67～80%程度	100% (90%)	95%	10 年 (据置 2 年)
②農地・農林漁業施設等	80%程度	90% (80%)	95%	

※充当率の（ ）書きは、過年分の取扱い。

(2) 一般単独災害復旧事業債

公用施設及び公共施設等の災害復旧事業で、補助災害復旧事業の対象とならないものや、補助採択基準を満たすものの山間地等の事情により被害が確認できず災害査定が受けられなかったものについて、発行が可能。充当率は公共土木施設等 100%、農林漁業施設 65%で、元利償還金については財政力に応じ 47.5%～85.5%が普通交付税で措置される。

なお、農地については、一般単独災害復旧事業債の対象とはならない。ただし、激甚法に基づく補助率の嵩上げが適用された団体において、補助採択基準（1箇所工事費が40万円以上）を満たすものの被害が確認できず災害査定が受けられなかったものについては、一般単独災害復旧事業債の対象となる（充当率及び元利償還金に対する交付税措置は、農林漁業施設と同様）。

(3) その他

① 小災害復旧事業債

激甚災害に指定された場合、補助災害復旧事業債で措置できない比較的小規模な単独災害復旧事業を対象に発行するもの。充当率は農地、農林施設、公共土木施設等の区分により 50%～100%で、元利償還金は、財政力補正により 66.5%～100%が普通交付税で措置される。

なお、小災害復旧事業債を発行できる団体は、激甚災害に係る事業費の合計額が当該団体の標準税収入に相当する額を超える等、一定の要件を満たす団体であり、総務大臣により告示される。

② 地方公営企業災害復旧事業債

地方公営企業の災害復旧事業に係る地方債で充当率 100%。

上水道事業、簡易水道事業、下水道事業（一部を除く）及び病院事業等について、当該起債の元利償還金に対する一般会計から特別会計への繰出額の 50%を特別交付税で措置。

4 特別交付税

(1) 現年災（災害復旧）

国の補助金等を伴う災害復旧事業費、及び災害対策事業費の合算額に 0.02 を乗じて得た額。

(2) 現年災（応急対応）

下表に掲げる項目ごとの数値に単価を乗じて得た額。（令和6年度）

項 目	単 価（円）
死者・行方不明者数	875,000
障害者数	437,500
り災世帯数	23,500
全壊家屋戸数	176,700
半壊家屋戸数	88,200
浸水家屋戸数（床上）	5,100
浸水家屋戸数（床下）	2,700
農作物被害面積（ヘクタール）	6,900
※農作物作付面積に対する被害面積 の割合が30%を超えるもの	※9,700
災害救助費 （※救助実施市のみ）	費用に 0.4 を乗じた額 （地方負担額が上限）

(3) 現年災（その他）

（現年災（災害復旧）で算定した額 × 0.5）＋（現年災（応急対応）で算定した額 × 0.2）

(4) 災害廃棄物処理

災害対策債の発行要件を満たさない団体においては、国の補助金を受けて施行する災害廃棄物処理事業に要する経費に 0.8 を乗じて得た額。

※災害対策債の発行要件を満たす団体においては、1（2）の災害対策債を参照

(5) 災害応援

被災自治体からの要請により行った被災地域の応援等に要する経費に 0.8 を乗じて得た額。

(6) 職員派遣（中長期）

災害復旧等に従事させるため地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣受入れに要する経費に 0.8 を乗じて得た額。

(7) 職員採用（災害復旧等）

災害復旧等に従事させるため採用した職員に要する経費に 0.8 を乗じて得た額。

(8) 連年災

過去3年間に発生した災害に係る国庫補助災害復旧事業等に係る事業費の合算額(A)を、前3年度間の標準税収入の合算額(B)で除した割合が0.5を超える市町村について、次の算式により算定した額に0.8を乗じて得た額。

(ア) A/B が1.00 を超える市町村 → $A \times 0.01$

(イ) A/B が0.5 を超え 1.00 以下の市町村 → $A \times 0.01 \times 1/4$

(9) 営農資金

被害を受けた農林業者等に対する利子補給及び損失補償に要する額のうち、市町村が負担する額に0.8を乗じて得た額。

(10) 文化財災害復旧

文化財の災害復旧に要する経費に0.8を乗じて得た額。

(11) 災害復旧事業に係る外部委託

災害復旧事業に係る事務(被害状況調査、業務監理、発注に向けた積算、各種協議に向けた技術的支援)に要する経費に0.5を乗じて得た額。

(12) 農地利用効率化等支援交付金(被災農業者支援タイプ)

被災農業者支援のため、農産物の生産・加工に必要な施設等の復旧等に補助する場合、当該補助額(ただし、国庫補助額の範囲内※に限る)の0.7を乗じて得た額

※県・市町村合わせた額が国庫補助額の範囲内であること。 ※詳しくは別途通知予定。

5 普通交付税の繰上交付

被災市町村のうち繰上交付を要望する団体について、基準財政需要額の合算額に対する公共施設被害額の合算額に0.8を乗じた額の割合が一定割合(最低10%)を超える場合、その割合に応じて次回交付額(年間交付額の1/4程度)の一定割合(30~70%)が繰上交付される(災害救助法の適用市町村は、被害額の基準に該当しない場合でも30%の交付率が適用される)。

6 災害に伴う地方税の減免措置等

災害が発生した場合、市町村長は、地方税法又はこれに基づく条例により、それぞれの事態に対応して、納期限等の延長、徴収の猶予及び減免の措置を講ずることができる。

7 災害救助法関連

発災直後から対応が始まる被災者の救助に係る以下のような経費については、災害救助法が適用されると国と県が負担する災害救助費の対象となる。

- ・避難所及び応急仮設住宅の供与
- ・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与
- ・医療及び助産
- ・被災者の救出
- ・福祉サービスの提供
- ・被災した住宅の応急修理
- ・学用品の給与
- ・埋葬、死体の捜索及び処理
- ・障害物の除去（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）
- ・輸送費及び賃金職員等雇上費

○災害救助法を適用した場合

- ・県負担（法 21 条）：掛かった費用の最大 100 分の 50（残りは国負担）
- ・市町村（法 21 条）：費用負担なし

（留意事項）

- ・ 関係部署と連携を密にし、県（健康福祉政策課）をとおして国としっかり協議しながら災害救助法事務を進める必要があり、財政担当者も災害救助法担当との連携は必須である。例えば、国と協議をせずに市町村の独断で旅館・ホテルを借り上げて避難所とした場合、事後に国が災害救助費の対象とできない判断をすると、市町村の一財で数億円規模の費用を負担することとなるので注意が必要。
- ・ 熊本市は、法上の救助実施市に指定されているため、県を介さず直接内閣府と協議等を行うことが可能となっている。

（以上）